自治体病院の医師確保対策を求める意見書

自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、特殊医療、小児医療、救急 医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療 水準の向上に努めています。

しかしながら、昨年4月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化 に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地 域医療を担う医師の不足が深刻化しています。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にあります。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいます。

このような中、各自治体は、医師確保に向けて、懸命の努力を続けていますが、医師の確保は、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれています。

よって、国におかれては、行政、大学、学会、医師会等との連携のもと、地域の医師確保対策として、下記事項を早急に実現されるよう強く要望します。

記

- 1. 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、奨学金制度の構築や医学部入学定員における地域枠の設定・拡大、一定期間の地域医療従事の 義務化など、新たなシステムを構築すること。
- 2. 深刻化している小児科、産婦人科等の医師不足を解消するため、診療報酬等の更なる充実を図るとともに、行政・大学・医療機関等の連携により抜本的な対策を講ずること。
- 3. 地域間医療格差を解消するため、中核病院を主軸とした医療ネットワークの 構築と連携の強化、医師をはじめ看護師、助産師等の医療従事者の必要人員の 確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月26日

出雲市議会